

## 責任あるエネルギー政策と原子力発電所立地地域の 安全・安心の確保についての意見書

先般、エネルギー基本計画を踏まえた長期エネルギー需給見通しが策定され、原子力発電の将来的な比率が示されたが、原子力発電所の新增設・リプレースの方針については未だ明らかにされていない。

また、いわゆる40年運転制限の適用により、敦賀発電所1号機をはじめ県内3基の原子炉が廃止されることとなり、廃炉に伴い生じる諸課題に対し適切な対応が迫られている。

一方、敦賀発電所敷地内破砕帯の評価に関して、より幅広い分野の専門家を参加させ、公正・公平な審議を行うこと、科学的・技術的な議論を尽くし、有識者の評価の根拠を明確にすることを繰り返し求めてきた敦賀市議会としては、有識者会合で取りまとめられた評価が、議論を尽くし導き出された結論であったのか疑問であるとともに、立地地域に対する説明責任が果たされていないと判断している。

については、長年にわたり市民の安全・安心の確保を大前提に、電力の安定供給を通じて我が国の発展に貢献してきた立地地域に、時間経過による不利益が生じないように、国に対し、下記の事項について、その実現が図られるよう強く要望する。

### 記

- 1 長期エネルギー需給見通しの中で示された、原子力発電比率20～22%を踏まえ、新增設やリプレースについて、早急に明確な方針を示すこと。
- 2 原子力発電所の廃炉に伴い発生する放射性廃棄物や使用済燃料について、中間貯蔵、最終処分等の諸課題の解決に向けた取り組みを強化すること。
- 3 稼働停止及び廃炉による地域経済への影響を回避する補填的かつ幅広く活用できる支援策の構築と実施を早期に行うこと。
- 4 敦賀発電所敷地内破砕帯の審査については、改めて多様な知見を取り入れた公平・公正な議論を尽くし、科学的・技術的根

拠を明確にしたうえで、その評価に携わった者が地元に対し、丁寧に分かりやすく説明するなど、説明責任を果たすこと。

- 5 申請が出された原子力発電所の安全審査については、新規制基準に基づき、中立・公正な立場で、安全性について迅速かつ確実に審査を行うこと。
- 6 原子力事業者の人材流出や就業意欲の低下等が生じることにより発電所の安全性が損なわれることのないよう、立地地域の安全・安心を確保するための対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 9 月 29 日

敦 賀 市 議 会